



### 「清瀬市受動喫煙防止条例」成立！



2020年9月清瀬市定例議会で「清瀬市受動喫煙防止条例」が全会一致で成立しました。清瀬市議ならびに関係職員の皆様に感謝申し上げます。

令和2年(2020年)10月1日公布  
令和3年(2021年)4年1日施行

本条例は、議員提出議案として出されたものですが、その契機は昨年12月の定例議会へ当会が陳情した「清瀬市内学校、児童福祉施設等の敷地に隣接する路上での喫煙防止を要望する陳情」にあります。全議員が賛成し、採択されました。

条例が清瀬市例規集に正式に公開(11/20)されたことを受けて、清瀬第七小学校の許可のもと、松山DX(七小円卓)と共同名の案内プレートを、小学校の正門と裏門の2箇所に、貼らせていただきました。



※ 施行となる来年4月1日には清瀬市の正式な看板等が掲げられる予定だそうです。

### 「清瀬市受動喫煙防止条例」の今後！

条例制定の過程で取られたパブリックコメントは31件。残念ながらパブコメに敏感に反応したのは喫煙所を減らされては困るという喫煙者で、半数近くに及びました。この結果が、清瀬市役所(第一種施設)敷地内に新設する喫煙所(数百万円)は予定通り設置する、という自信を、新庁舎担当市役所職員と喫煙所擁護議員に与えてしまったようです。 ※ 国は推奨していません！

厚生労働省健康局長通知(健発0222第1号、平成31年2月22日)は、特定屋外喫煙所について「第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること」と、明確に禁煙化の趣旨を説明しています。

今回の条例で最大の成功ポイントは、(案)の段階ではなかった「見直し条項」を入れてもらったことです。

附則2項 市長は、施行日から起算して3年を経過したときに、この条例の施行について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

### 2024年 声を上げよう！

喫煙率は16.7%まで減少しました(令和元年「国民健康・栄養調査」)。すでに成人の80%以上は非喫煙者です。これまで喫煙する家族や友人への遠慮で声を出せなかった方々、受動喫煙の被害は、子どもや非喫煙者だけではないのです。

### 喫煙者は、受動喫煙の最大の被害者です！

密閉された喫煙所内、3密・マスクなし、他人のタバコから発生する有害物質満載の副流煙を近距離で浴びるのは、喫煙者です！ 新型コロナの感染のリスクも非常に高いです！ この環境に置かれるあなたの大切な人を黙って見ていられますか？

※ 喫煙を続ける喫煙者の寿命は、平均10年短い。

条例第15条にある「必要な事項は、規則で定める」の「規則」は精査中とのことで、まだ公にされてはおりません。未成年者に広がる電子タバコは対象となるのか？ 受動喫煙防止重点地区内の喫煙所はそのまま継続か？ 特に清瀬駅南口駐輪場前の喫煙所は防御対策が難しく、住民から撤去要請の声があがっている喫煙所です。

## 「清瀬市受動喫煙防止条例」の負の影響

清瀬市には、笹刈りや落ち葉掃き、常緑樹の伐採、枯損木の整理など、冬の雑木林の維持管理作業に汗を流して活動している素晴らしい市民団体があります。その団体の依頼で、3年前「まちを美しくする条例」に基づく「ストップ歩行喫煙」のプレートではなく、「禁煙」と表示したプレートを作成しました。その後、それらのプレートは清瀬市内の緑地保全地域や緑地公園（6か所）の入口に貼られました。しかし今回、東京都の指導が入り「禁煙」から「受動喫煙防止にご協力下さい」と文言を書き改めることになりました。

「清瀬市受動喫煙防止条例は市内公園を禁煙としているが、東京都の保全緑地や緑地公園はその対象ではない」と、東京都に連絡された方がいたようなのです。

つまり枯葉舞う乾燥した冬、武蔵野の雑木林の中で、人がいなければ自由に喫煙してもよいということです。

宅地開発でどんどん失われていく貴重な武蔵野の雑木林、本当にこれで良いのでしょうか？



「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」  
この意味を、子ども達にどのように伝えたらよいか、教えてください。



## たばこの話

- 百害あって一利なしは本当  
タバコの煙には約 5,300 種類の化学物質が含まれており、うち発がん物質だけでも約 70 種類。
- 受動喫煙による被害  
年間 15,000 人が死亡、肺がんリスクは 1.3 倍
- たばこ産業の戦略  
巨額な広告宣伝費(244 億円, 2017 年)を投入し、3つのキーワードを国民の頭に刷り込んできた。  
「吸う人と吸わない人の共存」  
「喫煙マナーの向上」  
「分煙の推進」  
※分煙で受動喫煙が防止できないは世界の常識！  
※常識ある自治体(人々)は、この言葉を使わない。
- 電子タバコの本当の恐さ  
未成年の使用が急増。日本製品から発がん性あるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド検出。

(出典) 片野田耕太、本当のたばこの話をしよう、日本評論社、2019  
田淵貴大、新型タバコの本当のリスク、内外出版社、2020

## 清瀬市役所（庁舎）を完全禁煙に！ の陳情は不採択

9月議会の総務文教常任委員会で審議され、賛成2名、反対4名で不採択となりました。

賛成意見に、今回条例を議員提出議案で出しておいて、庁舎内に喫煙所があることを市民から聞かれたらどう対応したらよいか、パブリックコメントの中にもかなり多くの意見（庁舎は完全禁煙に）があったが(S.A.氏)。

反対意見に、「たばこを吸う人には、・・・たばこ税も収めて、たばこを購入しておりますから、たばこを吸う権利がある」(S.N.氏)、「喫煙というのは、本当に長い歴史という文化を伴った人間の嗜好活動だと思います・・・たばこを吸われる方の権利も認めなければ」(S.H.氏)。

いつの時代の話？ 昭和ならわからないでもないが、もう令和の時代。議員さん、もっと勉強を！

※ 清瀬市ホームページで市議会議事録（発言集）を閲覧できます。是非、議員の発言を見て下さい。そして、次の選挙で誰に投票するか、真剣に考えて下さい。

## 清瀬市職員へ喫煙と健康の研修を！ の陳情は全員一致で採択

9月議会の総務文教常任委員会で審議されました。全員賛成したとはいうものの、「たばこを吸う権利も守るという部分も踏まえた上での研修を・・・そうでないと、たばこを吸う人に対する人権の侵害が発生するおそれがある」(S.N.氏)、「決して禁煙を強要するような研修であってはいけない」(S.H.氏)という発言あり。

※ 8割以上の人々の「きれいな空気を吸う権利」、  
「喫煙者の健康」には、一言も触れず。

### 寄付のお礼

大槻義顯様 1,000 円

ボランティアきよせびと様 5,000 円

当会は会員の会費と寄付で活動しております。

ご寄付は受動喫煙防止啓発グッズ作成等に使用いたします。



郵便振替：00130-7-388023 市民の健康を守る会  
ゆうちょ銀行：(当座) 店019 口座0388023